



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

# くらしの伝言板

## 人の動き

7月末現在 (前月比)

人 □ : 4,568人 (+15)  
 男 : 2,203人 (+1)  
 女 : 2,365人 (+14)  
 世帯数 : 2,087世帯 (+14)

## 救急・火災

令和5年1月～7月末  
 救急 : 151件  
 火災 : 3件



伝言板の動き

## くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています



LINE ライン



ホームページ



サポートメール @防災くねっぶ



Facebook フェイスブック



Twitter ツイッター



マイ広報紙



子育てアプリ 母子モ

## 危険物取扱者試験・消防設備士試験

- と き 10月15日(日)
- と ころ 北見市
- 種 類 両試験とも全種類
- 受付期間
  - ・電子申請 9月1日(金)～8日(金)
  - ・書面申請 9月4日(月)～11日(月)
- ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

## 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

- 日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限ります)も納付することができます。
- と き 9月13日(水)・10月11日(水)  
17時30分～20時
  - と ころ 町民課窓口
  - 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## 町道民税・国保税の納期限は10月2日

町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、10月2日(月)です。納期限内に忘れずに納めましょう。納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## みんなで秋の大掃除

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりまします」とあり、町では美しいまちづくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。みんなで自宅や庭周辺などをきれいにしましょう。

- 一斉清掃期間 9月9日(土)～17日(日)
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

## 水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

- 問合せ 上下水道課業務係 (☎ 47-2118)

## マイナポイントの申し込みは9月末まで

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方は、マイナポイントを受け取ることができます。

お手持ちのスマートフォンやパソコンから申し込みもできますが、町民課窓口でもマイナポイントの申し込みを受け付けています。

マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、ポイント受け取りに使用するキャッシュレス決済サービスのカードなどをお持ちください。公金受取口座の登録をされる方は本人名義の通帳もお持ちください。

詳しくは、下記QRよりホームページをご覧ください。



総務省「マイナポイント事業」ホームページ

- 問合せ
  - ・マイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)
- ※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。(マイナンバーカード:1番、マイナポイント:5番、公金受取口座登録:6番)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

## 指定難病など各受給者証の更新申請のお知らせ

次の各医療受給者証の有効期間が令和5年9月30日または令和5年12月31日と記載されている方で、引き続き医療費の助成を希望される方は、更新申請が必要です。

- 更新対象医療受給者証種別
  - ・特定医療費(指定難病)受給者証
  - ・肝炎治療特別促進事業受給者証(B型慢性肝疾患の方で、核酸アナログ治療を受けている方)
  - ・小児慢性特定疾病医療受給者証
  - ・特定疾患医療受給者証
  - ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証
- 更新申請期限 9月30日(土)まで(消印有効)
- 申請受付
  - 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部地域保健課難病対策係 (☎ 011-204-5258)
  - 平日8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日除く)

※令和4年度から全ての申請書類の提出先が北海道庁に一元化となりました。それに伴い、郵送などにより手続きをしてください。

## 国保と後期高齢者医療からのお知らせ～交通事故にあったとき～

国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者が交通事故でけがをした場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使って治療することもできます。その場合は、必ず医療機関に伝えてください。

保険証を使った場合は、あとで保険者から加害者に医療費を請求します。

そのため交通事故で保険証を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。

届け出には、被害届・被保険者証・印鑑・交通事故証明書が必要です。示談の前に必ずご相談ください。

- 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555)

## 心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、9月11日(月)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

- と き 10月17日(火)・18(水)
- と ころ 北見市総合福祉会館
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

## まずはワンチェック・ワンアクションで農作業安全

秋の農繁期は、例年農作業事故が最も多く発生する時期です。

事故を防止するため、農業者一人一人、また家族などが「声掛け」を行い、一層の事故防止意識を持って、農作業をしましょう。

- トラクターは転倒防止など安全対策を
- 機械の点検整備、異物除去時はPTO(トラクターと連結する作業機械に動力を送る部分)の回転を止めてから
- 作業者が複数の場合は、互いに声を掛け合い作業しましょう
- 低速車マーク・反射テープなどの装着を
- 運搬中の落下事故防止

この時期、運搬中の農作物、牧草ロール、空コンテナなどの落下事故が見られます。一歩間違えると、大事故につながる恐れがありますので、十分に注意してください。

- 問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

伝言板の動き